

建築士事務所登録申請等必要書類一覧

新規登録/更新登録/変更届 提出時 (正・副各1部合計2部提出)※○が提出書類 令和5年3月28日

添 付 等 書 類 名	新規登録		更新登録		変更届															
	法人	個人	法人	個人	事務所名称		所在地		開設者(個人氏名)		開設者(法人名称)		開設者(法人代表者)		法人役員		管理建築士		所属建築士	
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人
事務所登録申請書	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
業務概要書	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
登録申請者の略歴書	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
管理建築士の略歴書	○※1	○※1	○※1	○※1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－
誓約書	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－
管理建築士の専任に関する誓約書	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－
管理建築士講習の修了書の写し※2	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－
管理建築士の建築士免許証または建築士免許証明書の写し	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－
所属建築士の建築士免許証または建築士免許証明書の写し	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○※5	○※5
建築士事務所内外写真※6	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建築士事務所所在地の付近見取図	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
商業登記事項証明※3	○	－	○	－	－	－	○	－	－	－	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－
定款	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事務所平面図	○	○	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建築士事務所登録事項変更届	－	－	－	－	○	○	○	○	－	○※4	○	－	○	－	○	－	○	○	○	○

- ※1 登録申請者と同じ場合は不要
- ※2 建築士定期講習の修了証は不要
- ※3 履歴事項全部証明書が必要、正本には3ヶ月以内発行の原本を添付
- ※4 個人の開設者の氏名変更の場合、戸籍抄本などが必要
- ※5 所属を外れる建築士の免許証等の添付は不要
- ※6 建築士事務所内外写真はカラーにて提出
- (注 意)
- ◎都市計画区域内での新規登録又は事務所所在地の変更に係る登録事項変更届を提出の際、都市計画法又は用途地域に適合していることに注意してください。
- 市街化調整区域内の場合、原則、適合を示す許可証の写し又は適合していることを示す書類を添付していただきます。
- また、県営住宅では事務所開設は認められていません。賃貸住宅や分譲マンションなどでは、家主や管理組合等の了解が必要です。
- ◎二級・木造建築士事務所の登録の際、一級建築士事務所との誤認を防ぐため、登録事務所名に「二級」・「木造」を入れて下さい。
- ◎更新登録の場合、有効期間満了の30日前までに申請書を提出下さい。
- ◎登録手数料は1級建築士事務所17, 000円、2級及び木造建築士事務所12, 000円となります。
- ◎変更届けの場合、届出人はすべて変更後の開設者となります。
- 法人で、有限会社から株式会社への変更は「開設者(法人の名称)」に該当します。

廃業届提出時 (正・副各1部合計2部提出)

建 築 士 事 務 所 の 廃 止 等 の 事 項		届 出 人
業務を廃止したとき		開設者
開設者が死亡したとき		相続人
破産したとき		破産管財人
法人が合併により解散したとき		役員であった者
法人が上記以外の事由により解散したとき		清算人
登録区分の変更	個人⇄法人	開設者
	1級⇄2級⇄木造	

※登録申請書(副本)の添付が必要です。